

質疑応答

講演終了後、質疑の時間をとり、さらに先生に聞きたいことを質問し、回答をもらいました。

Q 部長の参加についてお尋ねしたい。部長は市長と一体で市政運営にあたる立場であり、市民会議は市長の呼びかけをもとに集まっている会議である。つまり、市の執行部が同じテーブルに入って対等に議論できるのか疑問である。一方、若手職員は執行の補助員であり、議論できると思われる。

A. 市民会議で「肩書きをはずし、立場を超えて参加し、議論する」との合意に至ったように思う。部長としての肩書き、立場で発言するなら問題であるが、一個人として向かい合い話し合いを重ねる中で、市民と行政がお互いに理解し合う機会と考えれば有意義ではないか。

Q 条例素案を誰がつくるのか？（審議会か、起草委員か、職員か…）

A. 個人的には、誰でもかまわないと考えられる。審議会会長としては、素案になった段階で市民会議の意見が削除されているならば指摘し、なぜ除いたかの説明を求めていく考えである。

Q 条例制定後に達成具合と事業の進捗状況のチェックが必要であるが、それを担う第三者機関をどのようにして選ぶか、また審議会はいつまで条例に関わるのか？

A. 審議会は一般的に条例制定までである。第三者機関の選定について決まった方法はないが、他の事例から見ると、公募市民、学識経験者、関係団体、自治会長等の構成が多いようだ。市民会議に参加している方は意識の高い方なので、公募市民として入ってはどうかと思う。

Q 「子どもの権利」をうたった条文はどんなものがあるか？

A. 子どもの権利は条文に入っていたり、いなかったりと様々だ。いずれにしても、条例をどう活かすかが大事であり、まずは伝えることが第一。例えば平塚市では「子ども版 自治基本条例の手引き」を作成し、子どもが見ても分かる工夫や、自治基本条例をテーマにした社会科授業を行うなどの取り組みを行っている。

参加者の感想

講演の感想など自由記述のアンケートを行いました。（紙面の都合上、一部要約）

- 個人的には、知らないことが多く役に立った。
- 嶋田先生への質問の回答で、実に分かりやすい回答をされた。全体的に言葉の一つ一つが分かりやすくとても勉強になった。
- これまでの市民会議で出てきたいろんなモヤモヤが論理的に明確になった。この流れを、自分たちで取り組んでいこう！と前向きに強く引っ張っていく必要がある。それは事務局や幹事会ではなく、1人1人が自覚して欲しい。
- 大変わかりやすく、学べました。市民会議のこれからの段階にも、テーマを絞ってお話していただきたい。
- 自治基本条例は、市民の権利、まちづくりの方向性等の自治体運営の基本的なルールをつくることだと考え、条例のタイプは、目的実現のため、「市民と行政」「市民と市民」がお互い知り合うことから始まる関係構造再構築型がベストと感じた。
- 大変勉強になったし、嶋田先生には私たちを励ますという気持ちを感じた。
- 審議会の立ち位置が分かった。
- 私たちには、まず「太宰府がいい」と個性を前面に出すまちづくりの姿勢が必要だと強く感じた。
- 自治基本条例づくりの過程では、市民と行政がより対等に様々な課題を語り合う場が必要だと感じた。
- 自治基本条例は、まず実施することが必要で、その後マイナス面があれば、修正すればよいぐらいの考えでよいと考えるようになった。

- 高齢者の増加に伴う医療費の増加等支出の増加と労働人口の減少と給与所得の減少傾向等による税収等の収入減によって、自治体は財政面で厳しい状況になっている。今こそ、「地域のことは地域で決める」ことを前提に、市民、行政、事業者が一つになり、お互いよく知り合い役割を決めながら目的を達成できるようなルールをつくらねばと強く感じた。
- 先生の語られたことには「もっとも」と思えるところが多いので、単に審議会会長としてではなく、研究者としての嶋田先生にとっても、よい事例研究の場となるように、みんなで力や知恵を集めていければよいと思う。
- 嶋田先生はともかく、審議会の他のメンバーが専門性を持っているとは思えない。市が「条例素案」を作るという意見だが、レベルは同じ。「条例素案」は市民会議で作る。（一緒に考えればスピードも上がる。）
- 条例素案作成時に、総合計画と既存条例の点検と、新たな個別条例を作るべきとの提言を入れる等、具体的に「市民の権利」を入れたり、個別施策を立案したい。
- 私たちが今やろうとしていることは、狭い範囲の市中のこととはいえ、日本の国のあり方の深いところにメスを入れて、作り変えようとしている面もある。拙速は慎まねばと感じる。

太宰府市自治基本条例(仮称) まちづくり市民会議 ニュース 10号

“自治基本条例”について嶋田氏による学習会を開催しました



市民会議の流れ

- 第1回** H24. 1. 16(月)
 - ・ 条例の制定の手順と市民会議の役割と体制
- 第2回** H24. 2. 2(木)
 - ・ 参加者の範囲 ・ 会議の進め方
- 第3回** H24. 3. 7(水)
 - ・ 幹事会の役割と構成
- 第4回** H24. 4. 19(木)
 - ・ 幹事会の役割と構成 ・ 設置
- 第5回** H24. 5. 24(木)
 - ・ 自治基本条例制定の経緯と動機
 - ・ 市における課題や不満等
- 第6回** H24. 6. 29(金)
 - ・ 課題や不満等の集約内容の点検
- 第7回** H24. 7. 27(金)
 - ・ 課題テーマ“情報共有”の分析
- 第8回** H24. 8. 23(金)
 - ・ 分析から条例への道筋
 - ・ 課題テーマ“議会”の分析
- 第9回** H24. 9. 26(水)
 - ・ 課題テーマ“市民”の分析
- 第10回** H24. 10. 29(月)
 - ・ 自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第10回まちづくり市民会議が、平成24年10月29日(月)にいきいき情報センター多目的ホールで開催されました。参加者数は、まちづくり市民会議委員登録総数79人中41人であり、傍聴は11人でした。

今回は「『自治基本条例とは何か、またなぜ必要なのか』～市民主体の自治システムの構築のために～」をテーマに、九州大学准教授 嶋田暁文(しまだ あきふみ)氏を講師にお招きし、学習会を開催しました。嶋田氏による講演は「市民講演会」(平成23年11月)に次いで2回目であり、前回の講演会の復習と市民会議参加者からの質問に対する回答が行われました。

前回の講演会から全9回の市民会議を重ねていることから、もう一度原点に立ち帰り議論の進め方の確認や、自治基本条例とは何かを学び直し、今後気になっていることなどを質問し、理解を深めました。

どなたでも参加できます

次回のお知らせ

日時: 11月22日(木) 19:00~21:00

場所: いきいき情報センター

“市民、市民参加の仕組み”の分析

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課
 TEL: 092(921)2121 FAX: 092(921)1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

日常感じている疑問、こうなったらいいなあと思っていることをみんなで話し合っていきましょう

学習会

「自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか」という自治基本条例の基本的考え方の方針などについて学習しました。



嶋田暁文 氏 九州大学大学院法学研究院 准教授

講師略歴

- 中央大学大学院で学位取得後、日本学術振興会特別研究員、地方自治総合研究所非常勤研究員を経て、平成16年より九州大学助教授として赴任、現在、九大准教授。
- 専門分野は行政学、地方自治論、政策法務論であり、大学では公法学講座で行政学を担当。
- 日田市自治基本条例策定アドバイザー、福岡市事務事業外部評価会議委員など多数務める。

※嶋田氏は太宰府市自治基本条例審議会会長でもあります。参加者のみなさんの「条例を学習したい」という思いに応じ、行政学、地方自治論の専門家として講師を務めて頂きました。

1. 自治基本条例とは何か？

自治基本条例は「自治体運営の基本的なルール、市民の権利、まちづくりの方向性等について規定した、当該自治体の“憲法”とでもいうべき条例」である。自治基本条例には

- ①まちづくり理念型（理想描写タイプ）
- ②近代憲法型（権力者拘束・統制タイプ）
- ③目的実現のための再構築型（＜市民－行政＞＜市民－市民＞間の関係構造再構築タイプ）

があるが、③が自治基本条例の実質的な意義を發揮しうる可能性を秘めている。

2. 自治基本条例の目的

「自治体のかたち」を変革する自治基本条例の目的は、

- ①自治の基本原則（基本原則・基本理念）を定めること
- ②市民の権利と責務を定めること
- ③「自ら描く」主体として市民を措定し、市民参加や協働といった理念や住民投票などのしくみを設けること
- ④自治体の今後のあり方についてグランド・デザインを自ら描くこと
- ⑤他の条例を含む個々の施策の展開に体系性を与えること
- ⑥市民主体の基本に基づき、議会、首長、行政職員の責務・役割を明記すること
- ⑦個別政策の「足がかり」を作ることである。

3. なぜいま自治基本条例が必要なのか？

なぜいま自治基本条例作りが必要なのだろうか。その理由は6つある。

①地方分権改革の進展

地域のことは地域で決める時代になり、もはや中央政府に依存できなくなった。そこで、地方政府に自己決定のルールが必要になった。

②少子高齢化と自治体財政の逼迫の中での資源配分

財政難の時代に限られた財源をどこにどう振り分けていくのか、どのような価値を優先するのかを決めるルールが必要になった。

③自治体間競争と「まちの個性」を磨く

少子高齢化・財政難を乗り切るために「～でいい」タイプのまちづくりから、「～がいい」タイプのまちづくりが始まった。

④解決困難な地域公共課題の増大と行政の限界

行政に多様な要求、解決困難な要求があるため、地域づくりの主体としての市民の位置づけと、自治体システムの構築の必要性市民が主体的に問題解決に取り組みが必要になった。

⑤市民と行政の役割分担のルール化

「行政からの押しつけ」を排除し、協働をする必要が生まれた。

⑥市民と行政（職員）の信頼関係を再構築

両者の関係性を規定していた構造を変革しながら、策定プロセス自体を通じて信頼関係を構築する。

4. 自治基本条例の主な内容例

自治基本条例には、一般的に以下のような内容が盛り込まれている。

①前文	⑪市民・企業との協働やNPO等への支援
②自治体のまちづくりの原則（住民自治等）、行政運営の基本方針	⑫情報公開、情報共有、個人情報保護
③市民の権利・責務	⑬行政手続、組織体制、政策法務、公益通報、危機管理
④首長、議会、職員の責務（宣誓することを含む）、説明責任	⑭まちのあるべき姿
⑤事業者の義務・責務（権利）	⑮行政分野別の施策の方向性（ただし、抽象的）
⑥人権尊重など	⑯財政運営の透明性
⑦市民参加の理念や仕組み（市民委員会など）	⑰他の自治体、国等との連携、国際交流
⑧審議会等の構成・選任規定	⑱他の条例や施策との関係（最高規範性）
⑨住民投票	⑲進捗状況の公表、評価、条例の見直し
⑩コミュニティ（or 都市内分権）	

5. 争点になりやすいもの

以下のような問題は争点になりやすいので、じっくりと協議する必要がある。

- ①市の定義（執行機関、議会、市民、どこまで含むか？）
- ②市民（住民）の定義（在住外国人をどうするか、通勤通学者も含めるか、法人をどうするかなど）
- ③住民投票等への参加主体の範囲（外国人を含めるかどうか、年齢を何歳以上にするか）や要件および対象
- ④最高規範性（→通説的理解では、条例間に序列はないので最高規範性はない）
- ⑤市議会をどうするか？（→自治の当事者なので、当然入れるべき）

6. 規定に入れ込むかどうかの検討に値する主な事項

以下のような事項を検討する必要がある。

- ①自治基本条例推進計画
- ②自治推進委員会（進行チェック）
- ③地域内分権、自治協議会制度、外部評価、子どもの権利、市議会議員定数に関する市民意見聴取義務、多選禁止 など

7. 市民による事後的監視の大切さ

上記のような仕組みを設けるだけではなく、主人公としての市民自身が自治基本条例を主体的に生かしているかどうかを重要であることを忘れないでほしい。

※当日の講演レジメを要約したものです。お問い合わせは、協働のまち推進課まで。